

平成20年5月14日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表執行役社長 ティエリー ポルテ
(コード番号 : 8303 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成20年6月25日開催予定の第8期株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 甲種優先株式及び乙種優先株式の全てが普通株式に転換されたことに伴い、定款第2章の2に定める同優先株式の記載およびその他同優先株式に関する記載を削除いたします。
- (2) 定款第6条(発行可能株式総数)の変更に関しては、財務基盤の強化に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、2008年3月31日現在、発行済株式総数が20億6034万6千株まで膨らみ株式による新規資本調達余力が低下した発行可能株式総数を適正な水準に拡大するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

平成20年6月25日(予定)

以上

(別紙)

定款新旧対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>31 億 7452 万 8千株</u> とし、このうち 25 億株は普通株式、 <u>7452 万 8千株</u> は甲種優先株式、6 億株は乙種優先株式 (以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。)とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>40 億株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>すべての種類の株式につき、1,000 株</u> とする。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
第2章の2 優先株式	(削 除)
(優先配当金) 第11条の2 当銀行は、第36条第1項に定める期末配当金を支払うときは、 <u>優先株式を有する株主(以下優先株主という。)</u> または <u>優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という。)</u> に対し、 <u>普通株式を有する株主(以下普通株主という。)</u> または <u>普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という。)</u> に先立ち、甲種優先株式1株につき年 100 円、乙種優先株式1株につき年 10 円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の期末配当金(以下優先配当金という。)を支払う。ただし、当該事業年度において次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。優先配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。 2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。 3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	
<p>(優先中間配当金) 第 11 条の3 当銀行は、第 36 条第 2 項に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(本定款において優先中間配当金という。)を支払う。優先中間配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p>	(削 除)
<p>(残余財産の分配) 第 11 条の4 当銀行の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株主または優先登録株式質権者に対し、甲種優先株式 1 株につき 1,300 円、乙種優先株式 1 株につき 400 円を支払う。残余財産の分配にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。 2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>	(削 除)
<p>(優先株式の消却) 第 11 条の5 当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを剰余金をもって当該買入価格により消却することができる。</p>	(削 除)
<p>(議決権) 第 11 条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発されるまでに、取締役会において優先配当金を受ける旨の議案が承認されず、かつ、かかる議案を定時株主総会に提出する旨の決議がされなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、取締役会または定時株主総会において優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</p>	(削 除)
<p>(株式の併合または分割、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利等) 第 11 条の7 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当銀行は、優先株主には、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p>	
<p>(優先株式の取得請求) 第 11 条の 8 優先株主は、当銀行に対し、その優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間(以下取得請求期間という。)において、当該決議で定める条件でその優先株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。</p>	(削 除)
<p>(優先株式の一斉取得) 第 11 条の 9 当銀行は、取得請求期間中に取得請求のなかった優先株式を、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの取得請求期間の末日の翌日(以下一斉取得日という。)をもって取得し、これと引換えに、当該優先株式 1 株の払込金相当額を甲種優先株式、乙種優先株式それぞれについて次項に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 2 前項に定める一定の金額とは、甲種優先株式については、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、乙種優先株式については、一斉取得日に先立つ 45 取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合またはいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該 45 取引日目に始まる 30 取引日の当該証券取引所または当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場(以下店頭市場という。)における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、また、当該 45 取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれの証券取引所または店頭売買有価証券登録原簿にも上場または登録されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき作成さ</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>れる連結財務諸表を基準に、取締役会において別途定める算式に従い、直近の事業年度の末日または中間事業年度の末日において算定される1株当たり純資産額をいうものとする。ただし、一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式が上場または取引されている証券取引所または店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、当該取引日から一斉取得日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所または店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値を基準に平均値を算出する。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>3 前2項の取得と引換えに交付される普通株式の数は、甲種優先株式1株に対し2株を上限とし、乙種優先株式1株に対し3分の2株を上限とし2分の1株を下限とする。ただし、当該優先株式発行の後、普通株式の併合または分割が行われた場合には、甲種優先株式については2株に、乙種優先株式については3分の2株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とし、また乙種優先株式については2分の1株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を下限とする。</p> <p>4 前3項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p>	
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第12条第3項および第4項、第15条ならびに前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	(削 除)
第7章 計 算	第7章 計 算
<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項1号(優先株式についての会社法第156条第1項各号に掲げる事項を除く。)および第2号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、株主総会の決議によらず取</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
締役会の決議によって定める。	